

動物にやさしい 町を目指して



犬や猫などの愛護動物の虐待・遺棄は犯罪です

動物の愛護および管理に関する法律（動物愛護管理法）は、動物の虐待や遺棄の禁止、動物の適切な取り扱いなどを定めている法律です。

犬や猫などの動物も命ある生き物です。もちろん、飼う場合は終生飼育が原則です。安易な気持ちで決めるのではなく、十分に検討したうえで責任をもって飼いましょう。



虐待とは

動物虐待には以下の2つのタイプがあります。

意図的（積極的）虐待 （やってはいけない行為を行う・行わせる）	ネグレクト （やらなければならない行為をやらない）
● 殴る、蹴る、熱湯をかける、動物を闘わせるなど、身体に外傷が生じるまたは生じる恐れのある行為をする ● 暴力を加える・心理的抑圧 ● 恐怖を与える・酷使 など	● 健康管理をしない ● 病気を放置する ● 必要な世話をしない ● 劣悪な環境に動物を置く など

マスコミで騒がれる動物虐待といえば残虐な殺傷事件（意図的虐待）がほとんどですが、もっと身近で頻繁に起こっているのが必要な世話をしないネグレクトとされています。

また、このような虐待などに対して動物愛護管理法により罰則が定められています。

虐待などに対する罰則

殺傷（第44条1項）	虐待・遺棄（第44条2項および3項）
5年以下の懲役または500万円以下の罰金	1年以下の懲役または100万円以下の罰金

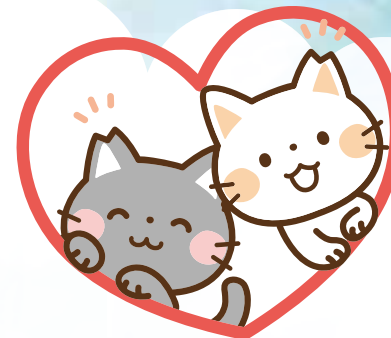


犬や猫を飼ったらマイクロチップ情報の登録をお願いします

動物愛護管理法の改正により、令和4年6月1日から販売される犬・猫へのマイクロチップの装着・登録が義務付けられました。

また、すでに犬や猫を飼っている人や他者から譲り受けた人は努力義務となっています。できる限りマイクロチップを装着し、情報の登録をお願いします。

☎ 地域振興課 環境・衛生係 ☎ 932-1438（ダイヤルイン） ☎ 932-1151（内線217）



地域猫活動はじめてみませんか？

地域猫活動とは

飼い主のいない猫に困っている地域住民が主体となって活動グループを作り、不妊去勢手術や活動ルールに基づいたエサやり、トイレの管理などを行うことにより、猫による生活環境被害を軽減しつつ、猫に一代限りの生命を全うさせ、数年かけて地域から猫を減らしていくという活動です。

地域猫活動の基本的なルール

- 活動は2人以上で行う。
- 必ず近隣住民や区長の理解を得る。
- トイレ・エサの適切な管理を行う。
- 猫の里親になってくれる人を探す。
- その他、各地域にあった活動を行う。



須恵町の取り組み

須恵町では、地域猫活動を行う活動グループに対して、手術券の交付などの地域猫活動支援を行なっています。

補助内容

- 地域猫不妊去勢手術券の交付
- 地域猫活動団体補助金（上限あり）

補助を受けるための条件は下記のとおりです。

- ① 地域猫活動グループの登録
活動地域内で、2人以上で構成されていること
- ② 活動を行うにあたり、行政区長および地域住民へ地域猫活動の説明、理解を得られていること
- ③ 地域内の猫の頭数を把握し、無理なく活動が行えること



地域猫活動は、すぐに効果が表れるものではありません。飼い主のいない猫の寿命は5年前後と言われており、中長期的な活動になります。地域住民の皆さんのご理解なしには行えない活動です。地域の環境保全のため、猫の生命を守るためにも地域猫活動へのご理解とご協力をお願いします。

